



Q 父の介護のため介護休業を
取得したいと思っていま
すが、93日しか取れな
い

いと聞いています。93
日取った後には、どの
ような制度を利用でき
ますか。

A 育児・介護休
業法により、介
護休業は介護を必要と
する家族1人につき、
通算93日まで原則1回
に限り取得できます。
介護のための所定労

仕事と介護を両立したい

働時間の短縮措置① 上の制度を導入してい
所定労働時間の短縮措
置②フレックスタイム
制③始業・終業時刻の
繰り上げ・繰り下げな
どは介護休業と通算
して93日の範囲内で可
能となっています。
そのほか、要介護状
態にある家族の世話の
ための介護休暇(1年
に5日まで。対象家族
が複数の場合は10日ま
で)▽時間外労働の制
限(1年間150時間、
1カ月24時間まで)▽
深夜業の制限などが
あり、介護休業取得の
有無にかかわらず、こ
れらの制度を利用でき
ます。

育児・介護休業法以
用環境・均等室へ。
詳細は鳥取労働局雇
主な改正内容は▽介
護休業の分割取得が可
能▽介護のための所定
労働時間短縮措置は介
護休業とは別に、利用
開始から3年の間で2
回以上の利用が可能▽
介護休業の半日単位の
取得が可能▽残業免除
の新設▽有期契約者の
介護休業の取得要件の
緩和などです。